

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第1-36号
2	公募日	令和7年11月10日
3	契約担当者	能代市長 齊 藤 滋 宣
4	物品名	除雪ドーザ(5トン級)
5	納入場所	ニツ井町除雪センター(能代市ニツ井町字高関地内)
6	納入期限	令和8年11月13日
7	当該物品の主管課	建設課 電 話 番 号 0185-73-5300 ファクシミリ番号 0185-73-5224
8	種別	物品(総額入札)
9	主な仕様(概要)	除雪ドーザ(5トン級) 1台 ※仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」として登載されている者であること。 (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること。 (3) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること。 (4) 本市の指名停止期間中でないこと。
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする。
12	入札予定日	令和7年11月21日(金) 午後1時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおりとする。 (2) 落札者は落札決定後に入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

入札スケジュール 品 名 : 除雪ドーザ(5トン級)

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年11月10日（月） 正午から 令和7年11月12日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年11月10日（月） 正午から 令和7年11月12日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先: 物品主管課
3	申込書類の受付	令和7年11月10日（月） 正午から 令和7年11月14日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年11月14日（金） 午前9時から回答書を掲示	掲示場所: 契約検査課
5	指名通知・非指名通知	令和7年11月18日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年11月21日（金） 午後1時40分 会 場 : 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課 入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。
なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第1-36号			
物 品 (業 務) 名	除雪ドーザ(5トン級)			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

品 名	除雪ドーザ（５トン級）
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第１１２条第１項第３号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

仕 様 書

1. 品 名 除雪ドーザ（５トン級）
2. 数 量 １台
3. 規 格 等 別紙「除雪ドーザ（５トン級）」の仕様書どおりとする。
4. 納入期限 令和８年１１月１３日（金）
5. 納入場所 ニツ井町除雪センター（能代市ニツ井町字高関地内）
6. そ の 他 自賠責保険料を含む。

除雪ドーザ（5トン級）仕様書

令和7年度

除雪ドーザ（５トン級）仕様書

1. 概 要

納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性及び信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号（以降の改正分含む）道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）」に適合するものでなければならない。

また、国土交通省の定める現行の基準に適合した排出ガス対策型建設機械とする。
その他、取付に関し法令、基準等のある場合は厳守すること。

2. 台 数

１台（５トン級、車輪式、汎用プラウ付）

3. 性 能

- （１）除雪幅 ２．７m以下
- （２）除雪能力（プラウ排雪） ８００t／h以上
- （３）走行速度（前進） ３０km／h以上
- （後進） ３０km／h以上
- （４）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、機関アイドル速度、運転室扉窓密閉にて） ８５db（A）以下

4. 主要諸元

- （１）全 長（除雪装置地上、ストレート時） ５，８００mm以下
 - （２）全 幅（車両単体） １，９５０mm以下
 - （３）全 高（黄色灯火上端まで） ３，１５０mm以下
 - （４）最低地上高 ３００mm以上
 - （５）車両総質量 ５，０００kg以上
- なお、「９．付属装置及び付属品 ※車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。
- （６）最小旋回半径（最外側車輪中心） ４．１m以下
 - （７）乗車定員 １人

5. 車 体

- （１）機関
 - 形 式 水冷、ディーゼル機関
 - 定格出力 ４４kw以上
- （２）動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
- （３）タイヤ
 - 形 式 スノータイヤまたはオールシーズンタイヤ
- （４）かじ取装置
 - 形 式 車体屈折式
- （５）運転室
 - 構 造 全鋼製密閉形
 - 窓 (前・後)冬用ワイパーブレード付

6. 除雪装置

- （１）形 式 マルチプラウ形
- （２）能 力 アングリング角度 左右各３０度以上

7. 計 器 類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1 式 |
| (2) 燃料計 | 1 式 |
| (3) アワーメータ | 1 式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (5) 水温計 | 1 式 |
| (6) 充電警告灯 | 1 式 |
| (7) 運行記録計 | 1 式 |

8. 照明装置類

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 前方作業灯 | 1 灯以上 |
| (2) 後方作業灯 | 1 灯 |
| (3) 黄色灯火（散光式、全幅 430mm以上） | 1 式 |

※黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

①黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

②黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう、取付部分に必要な補強を行うものとする。

9. 付属装置及び付属品

- (1) 常時良好な視界を確保するため、運転室内にエアコンを取り付けること。
(2) その他下記用品を所定の位置に設置し本体を納入すること。

※車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① バックブザー（後方1mにおいて、音圧80db（A）以上） | 1 式 |
| ② ウインドウォッシャー（電動式） | 1 式 |
| ③ 標識板（300×570mm以上、車体後部取付） | 1 式 |
| ④ アンダーミラー（後） | 1 式 |
| ⑤ エアコン | 1 式 |
| ⑥ 床マット | 1 式 |
| ⑦ 走行振動抑制装置 | 1 式 |
| ⑧ FM・AMラジオ | 1 式 |
| ⑨ ドライブレコーダー（前後） | 1 式 |
| ⑩ タコグラフ | 1 式 |
| ⑪ 大容量バッテリー | 1 式 |

※車両総質量に含まないもの

- | | |
|-----------|-----|
| ① 床マット | 1 式 |
| ② タイヤチェーン | 1 式 |
| ③ 標準付属工具 | 1 式 |
| ④ 取扱説明書 | 1 部 |
| ⑤ 部品表 | 1 部 |
| ⑥ 履歴簿 | 1 部 |

10. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

11. 名 入 れ

市が指定する文字を入れるものとする。文字の大きさ及び内容は、別途指示する。

12. 検 査

寸法、外観、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能及び各装置の検査をする。なお、検査に要する器具は受注者において準備するものとする。

13. 保 証

納入後、1年以内に設計製作上の欠陥によるとみなされる故障が発生した場合は、受注者は無償修理を行わなければならない。

ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な欠陥や故障が生じたときは、上記期間経過後であっても、受注者と発注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。

14. そ の 他

(1) 納入機は新品でなければならない。

(2) 取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(3) 車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出は受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。